

平成27年7月

判例集・裁判集登載事項等に関する
事務処理要領

民事・行政調査官室

目 次

1	事件番号, 裁判年月日, 事件名	1 -
2	結果	4 -
3	当事者等の表示 (民集のみ)	5 -
4	1, 2 審の表示	9 -
5	事項・要旨	10 -
(1)	共通事項	10 -
(2)	判示事項	16 -
(3)	判決 (決定) 要旨, 裁判要旨	18 -
6	個別意見	22 -
7	参照条文	23 -
8	上告理由等	32 -
9	1, 2 審判決等 (主に民集について)	33 -

索引

いわゆる, 15, 18

訴えの利益, 30

閲覧制限, 35

確認の利益, 31

箇条書, 18

括弧書き, 26

旧法令の表記, 13, 23

原案, 1

控訴人と被控訴人の地位, 6

個別意見, 22

参考図, 15

算用数字, 14, 24

自治省告示, 25

事例判例, 20

新用語・特殊用語, 14, 19

「全部」か「一部」か, 4

ただし書部分のみ, 25

ドイツ, 22

特許権侵害, 32

「の規定」, 16, 21

柱書き, 26

場面設定, 16

法令の合憲性, 16, 21

名誉毀損, 32

約款の解釈, 28

用字用語, 10

担当調査官は、民集・裁判集への登載を提案するに際して、その原案を提出する。
その留意事項は、以下のとおりである。

1 事件番号、裁判年月日、事件名

(1) 事件番号

ア 複数の事件が併合されている場合、年度及び事件符号が同一であれば、「読点（，）」で区切って列記する。

（例）平成27年（行ヒ）第226号，第227号

イ 年度又は事件符号が異なる複数の事件が併合されている場合、民集では、裁判年が事件番号の年度と同じである場合には「同年」と、元号のみが同じである場合には元号を「同」と略記し、裁判集では、略記せずに表記する。

（例）（民集の場合）平成27年（オ）第3号，同年（受）第5号

（裁判集の場合）平成27年（オ）第3号，平成27年（受）第5号

ウ 異なる事件符号が用いられている場合の事件番号の記載順序は、裁判書に記載された順^{（注）}による。

（注）裁判書冒頭においては、（オ）→（受）ないし（行ツ）→（行ヒ）の順で事件番号を記載するのが例であるが（最一小決平23・2・17集民236・67，最二小判平23・1・14民集65・1・1），（オ）の事件が民訴法260条2項の申立て事件である場合には（受）→（オ）の順で記載するので、民集・裁判集の原案においても同様の順番で記載する（最三小判平22・3・22集民236・225）。

(2) 裁判年月日

ア 民集では、裁判年が事件番号の年度と同じである場合には「同年」と、元号のみが同じである場合には元号を「同」と略記する。

(例) ○ 平成21年(受)第1679号
同23年3月24日第一小法廷判決
○ 平成22年(許)第2号
同年8月25日第一小法廷決定

イ 裁判集では、年度を略記しない。

(例) ○ 平成22年(許)第7号
平成22年8月4日第二小法廷決定

(3) 事件名

ア 事件名は、次の場合のほか、判決の前文に記載した事件名による。

- (7) 再審事件については、上告審判決に対する再審事件の場合でも、常に「○
○再審請求事件」と表示する。再審判決に対する上告の場合は、「○○請
求再審事件」と表示する(最一小判平5・9・9民集47・7・4939)。
- (4) 附帯控訴の場合には、附帯控訴である旨の記載をしない。
- (5) 本訴、反訴のあるときは、原判決に表示された事件名による。
- (1) 否認権行使請求事件、第三者異議事件、請求異議事件と表示する。

イ 各種申立てについては、「申立て」と記載する。原審が「申立」と記載し
ていても「申立て」とする。

- 最一小決平11・3・12民集53・3・505 [抗告許可申立て却下
決定に対する特別抗告事件]
- 最二小決平12・4・7民集54・4・1355 [転付命令申立て却下
決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件]
- 最一小決平13・1・30民集55・1・30 [補助参加申立て却下決
定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件]

ウ 上告受理決定があった場合も、事件名については上告事件と同様に扱う。
ただし、受理決定前の事件名について、「○○請求上告受理事件」のように
表示した例がある。

○ 最一小決平11・4・8集民193・1 [損害賠償請求上告受理, 同附
帶上告受理事件]

○ 最二小決平11・4・23集民193・253 [不当利得金返還等請求
上告受理, 同附帶上告事件]

エ 附帶上告等があった場合, 「○○請求上告, 同附帶上告事件」などとする
例がある(最三小判平12・2・29民集54・2・582, 最二小判平1
1・4・16集民193・7)。なお, 受理決定前の上告受理事件に附帶上
告受理申立てがあった場合につき, 「○○請求上告受理, 同附帶上告受理事
件」とした例がある(最一小決平11・4・8集民193・1)。

オ 民訴法260条2項の申立てがある場合, 「○○請求, 民訴法260条2
項の申立て事件」のようにする。

○ 最二小判平18・10・6集民221・429 [労働契約上の地位確認
等請求, 民訴法260条2項の申立て事件]

○ 最三小判平19・5・29集民224・391 [横田基地夜間飛行差止
等請求, 民訴法260条2項の申立て事件]

カ 特別抗告事件については, 「○○特別抗告事件」と表示する。民訴法33
7条に基づく抗告の許可の申立てを却下した決定に対する特別抗告事件の事
件名は, 「抗告許可申立て却下決定に対する特別抗告事件」と表示する。

キ 許可抗告事件については, 「○○許可抗告事件」と表示する(申立てその
ものは, 「抗告許可申立て」と表示することに注意。)。なお, 原々審の判
断と原審の判断とが異なる場合には, 「○○決定(審判)に対する抗告審の
取消(変更)決定に対する許可抗告事件」とする(このような例として, 最
一小決平13・12・13民集50・7・1546等がある。)

ク 裁判官分限裁判に対する抗告について

○ 最大決平10・12・1民集52・9・1761 [裁判官分限事件の決
定に対する即時抗告事件]

ケ 裁判集に登載する非定型事件名の決定方法について

裁判集に登載する裁判例の事件名について、当該裁判書の前文に原裁判を特定するために記載されたもの以外のものを表示するのを相当とする場合、担当調査官は、裁判集登載用紙の裁判要旨欄の末尾等分かりやすい場所に、「備考」として、表示すべき事件名を記載し、調査官研究会の検討に付する。

2 結果

- (1) 破棄部分が「全部」か「一部」かは、上告の内容（当審の審判対象）と当審の主文の内容を比較して決定する^(注)。併合処理の場合には、併合されたものを一つの上告のように見て、「全部」か「一部」かを判断する。

○ 最二小判平15・7・18民集57・7・895 [一部棄却・一部破棄差戻し]

○ 最二小判平18・11・27民集60・9・3437 [一部破棄差戻し・一部破棄自判・一部棄却]

○ 最一小判平22・9・13民集64・61626 [一部破棄自判・一部棄却]

(注) 原告の請求を棄却した1審判決を変更して請求を一部認容した原判決に対する原告の上告は、「一部上告」に当たるが、その上告を認めて「原判決中上告人敗訴の部分を破棄する。」とする当審判決は、上告の「全部」について破棄した場合に当たる。

- (2) 一部破棄差戻し、一部破棄自判、一部棄却、一部却下の記載順序は、原則として主文の順序に従う。
- (3) 当審判決が原判決を変更するものであるときは、「一部破棄自判、一部棄却」とし、「一部棄却、一部破棄自判」とはしない（最二小判平21・7・10民集63・6・1092，最一小判平21・12・17民集63・10・2566等）。

- (4) 訴えを却下した1審判決に対する原告の控訴を棄却した原判決について、これを破棄し事件を1審に差し戻す当審判決は、「破棄自判」に当たる。
- (5) 原審が当事者の死亡を看過して判決したのに対し、これを破棄して終了宣言をした場合につき、「一部破棄終了」とした例がある（最三小判平16・2・24集民213・567）。
- (6) 論点回付の場合につき、「論旨理由なし」とした例（最大判平11・3・24民集53・3・514）、「一部論旨理由あり」とした例がある（最大判平17・12・7民集59・10・2645）。
- (7) 上告受理事件につき附带上告受理の申立てがあったが、基本事件につき不受理決定をしたため附帯申立てが失効した場合に、「不受理」とのみ表示した例がある（最一小決平11・4・8集民193・1）。
- (8) 当審が1審として分限裁判を行い、「戒告」と記載した例がある（最大決平13・3・30集民201・737）。

3 当事者等の表示（民集のみ）

(1) 原則

民集^(注)については、当事者名、当事者の当審、原審及び1審における地位並びに代理人を表示する。表記する当事者名は、原則として当事者目録の筆頭者のみとし、その余は「ほか○名」などと表示する。ただし、当事者が複数でその地位を異にする場合には、地位を共通にする当事者ごとに表示する。

(例)【上告人】 控訴人 原告 甲野太郎 ほか1名 代理人 丙野三郎
【被上告人】 被控訴人 被告 乙野次郎 代理人 丁野四郎

(注) なお、裁判集については、裁判書の当事者目録がそのまま登載されるので、この処理は不要である。

(2) 当事者が地位を兼ねている場合

- ア 当事者が地位を兼ねている場合（上告人と附帯被上告人，控訴人と被控訴人など）には，ナカグロ（「・」）や「兼」は用いず，縦に並べて表示する。なお，上告人が控訴人と被控訴人の地位を兼ねる場合に，どちらを先に記載するかは担当調査官の判断に任せる。

(例)	
【上告人】	控訴人 原告 甲野太郎
	被控訴人

- イ 当審において複数の事件が併合処理された場合には，当審における地位の前に事件番号を付して区別する（最一小判平11・12・16民集53・9・1989（三面訴訟），最二小判平15・7・18民集57・7・895，最三小判平23・4・12民集65・3・943等）。

(例)	
第226号上告人	控訴人
【第227号被上告人】	被告 甲野太郎
	被控訴人

- ウ 本訴・反訴が提起されている場合には，本訴原告・反訴被告，本诉被告・反訴原告である旨の表示をする。この場合も，アと同様に，縦に並べて表示する。

(例)	
【上告人】	控訴人
	本訴原告 甲野太郎
	反訴被告
【被上告人】	被控訴人
	本诉被告 乙野次郎
	反訴原告

- エ 控訴審で反訴が追加された場合には，控訴審における地位を記載する箇所に反訴原告・反訴被告である旨の表示をする（最三小判平12・6・27民集54・5・1737）。

(例) 控 訴 人
 【上告人】 附帯被控訴人 原告 甲野太郎
 反訴原告

(3) 当事者が複数でその地位を異にする場合

当事者が複数でその地位を異にする場合には、原則として地位を共通にする当事者ごとに表示する（最大判平17・12・7民集59・10・2645）。

(例) 控 訴 人 原告 乙山次郎 ほか○名
 【上告人】 被 控 訴 人 原告 丙川三郎 ほか×名 } 代理人△△ ほか

(4) 仮名処理が必要な場合

当事者名につき仮名処理が必要な場合、（選別時仮名処理連絡票で明記するだけでなく、）当事者の表示においても仮名で表示する（最二小判平18・11・27民集60・9・3597，最一小判平19・11・1民集61・8・2733等）。

(例) 【上告人】 控訴人 原告 X

(例) 【被上告人】 控訴人 原告 亡X, 訴訟承継人 A

(5) 補助参加人，参加人の表示

補助参加人，参加人は，被参加人の直後に「同補助参加人」，「同参加人」と表示する（最二小判平20・1・18民集62・1・1，最三小判平22・4・13民集64・3・791）。なお，1審及び原審における地位は表示しない。

(例) 【被 上 告 人】 控訴人 原告 甲野太郎
 【同補助参加人】 乙野次郎

(6) 代理人の表示

代理人が複数いる場合（復代理人がいる場合を含む。）は，当審裁判書の当事者目録の筆頭代理人のみを記載し，「代理人△△ ほか」と表示する（復代理人がいる場合も復代理人がいる旨の表示をしない。また，当事者とは異なり

「ほか○名」とはしない。) 。

(7) その他の留意点

ア 旧商号、旧名称等の表示

原則として旧商号等と新商号等を併記する。

(例) 旧商号資生堂東京販売株式会社
【上告人】 控訴人 原告 資生堂化粧品販売株式会社

○ 最三小決平 22・12・7 民集 64・8・2003 [旧商号]

○ 最三小判平 22・1・26 民集 64・1・219 [旧名称]

イ 債権差押え等における第三債務者

債権差押え等における第三債務者は、たとえ裁判書に記載されていても(発令の自判をする場合など)、当審事件の当事者として表示しない(最二小決平 12・4・7 民集 54・4・1355 [転付命令を当審で発令]。なお、最二小決平 12・4・14 民集 54・4・1552 参照)。

ウ 執行抗告棄却決定に対する許可抗告における抗告人

執行抗告棄却決定に対する許可抗告について、抗告人が原々決定においては当事者でなかったことから、該当欄の地位を空欄とし、かつ、相手方欄も設けなかった例がある(最二小決平 13・4・13 民集 55・3・671)。

エ 処分行政庁

行政事件訴訟法(平成16年法律第84号による改正前のもの)11条1項にいう処分行政庁たる各省庁の長、都道府県知事、市町村長、検事総長、特許庁長官等を表示する場合には、「〇〇市長」、「検事総長」などと記載し、その氏名は記載しない。

オ 証拠調べ共助事件における証人等

証拠調べ共助事件における証人の証言拒絶についての決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件の原々審における当事者の表示について、抗告人を「基本事件原告」とし、相手方を「証人」とした例がある(最三小決平

4 1, 2 審の表示

- (1) 1 審及び2 審の裁判所名, 裁判年月日及び裁判の種類(判決, 決定, 命令)を表示する。

(例)【第1 審】東京地方裁判所 平成20年4月24日判決

【第2 審】東京高等裁判所 平成21年2月26日判決

- (2) 抗告事件については, 「原々審」「原審」と表示する(平成13年2月26日判例委員会了承)。
- (3) 差戻し後の上告審判決を民集に登載する場合には, 当該事件の2 審とともに第1 次上告審における1 審及び2 審も併せて記載する(最三小判平13・3・27民集55・2・530)。
- (4)ア 差戻し後の上告審判決を民集に登載する場合, 第1 次上告審の担当小法廷をも記載する(平成17年6月27日判例委員会了承, 最一小判平17・5・30民集59・4・671)。

(例)【第 1 審】大阪地方裁判所 平成元年3月14日判決

【第1 次第2 審】大阪高等裁判所 平成2年10月31日判決

【第1 次上告審】最高裁判所第○小法廷 平成6年1月27日判決

【第2 次第2 審】大阪高等裁判所 平成8年6月25日判決

- イ 第1 次上告審判決が, 双方上告のため2 つある場合に, 事件番号及び民集の頁を記載して特定した例がある(最一小判平17・5・30民集59・4・671)。

- (5) 大法廷において原告適格に係る所論に関する判断が先行したため(論点回付), 小法廷における最終的な判決を登載するに当たり, 大法廷判決を上告審判決として記載した例がある(最一小判平18・11・2民集60・9・3249)。

5 事項・要旨

(1) 共通事項

ア 基本方針

(7) 各事項・要旨は、同一の判決・決定における関連性のある論点についてのものであっても、基本的にそれぞれ独立のものであるから、各要旨は、自己完結的に意味が把握できるように配慮すべきである。これに従うと、同一の判決・決定についての複数の事項・要旨の間に表現の繰り返しが見られる状態も生ずるが、やむを得ないところである。特殊な用語を用いる場合等については、特に注意を要する。

○ 最二小判平9・10・17民集51・9・3905〔要旨第1では略語を用いず、要旨第2では「保険休止状態」という略語を用いた。〕

(4) 判示事項と判決要旨等との対応に配慮する。判示事項と判決要旨等とで表現の重複が生ずること自体は、やむを得ないところである。

(参考) 要旨をあえてやや広めに採った例

○ 最二小判平10・3・27民集52・2・661〔判示事項「取締役解任の訴えの被告適格」、判決要旨「取締役解任の訴えは、会社と取締役の双方を被告とすべき固有必要的共同訴訟である。」〕

イ 用字用語

原則として公用文の用字用語例に従う。

(参考)

(7) 事項・要旨に、判決文で用いられた「常用漢字表」にない漢字を使用した例（いずれも法令に使用されている漢字で定着度が高いと見られるもの又は学説等において使用されている漢字で定着度が高いと見られるもの）

○ 「瑕疵」 国家賠償法2条1項（最二小判平8・7・12民集50・

7・1477), 民法634条(最三小判平9・2・14民集51・2・337), 商法594条(最二小判平15・2・28裁判集209・143)

- 「懈怠」 最大判平8・8・28民集50・7・1952
- 「祭祀」 最大判平9・4・2民集51・4・1673
- 「欠缺」 最二小判平10・2・13民集52・1・65ほか
- 「傭船」 最二小判平10・3・27民集52・2・527
- 「稟議書」 最二小決平11・11・12民集53・8・1787
- 「欺罔」 最三小判平22・4・13集民234・31

(イ) 判決文では「常用漢字表」にない漢字で表記されたが、判決要旨では平仮名で表記された例

- 「がん」(癌)(最一小判平11・2・25民集53・2・235)

(ロ) 民集・裁判集の事項・要旨においては、慣用的な場合等を除き、「・」(ナカグロ)は用いないものとする。

(ハ) 新たに制定された法令において、公用文の表記と異なる表記がされた場合には、それに準拠して表記するのを例とする。この場合、振り仮名は付けない。

(例) 改正刑法で使用された「毀損」, 「賭博」など

(参考) 最二小判平15・2・28集民209・143では、事項・要旨共に「毀損」と表記した(商法594条参照)。

(ニ) 民事訴訟法は「民訴法」, 民事訴訟規則は「民訴規則」と略記するのが例である。

(ホ) 民集・裁判集における事項・要旨は原則としてゴシック体で記載されているが、担当調査官が提出する原案においては、明朝体で記載するのが通例である。

ウ 読みやすくするための工夫

(7) 読みやすくするために必要がある場合には、読点を付けてもよい。読点の個数は特に限定されていないが、読点を付けることによって判示事項が長くなることのないように注意する必要がある（平成19年4月23日判例委員会了承）。

(4) 読みやすくするために必要がある場合には、「」を付けてもよい。ただし、原文をそのまま引用していない部分に「」を付けると、当該部分が原文をそのまま引用したものであると誤解されるおそれもあることから、読点を付けるなど他の方法によって読みやすくすることができる場合には「」を用いない方が適切である（平成19年4月23日判例委員会了承）。

(5) 法令の正式名称が長く、どこまでが地の文で、どこから法令名か分かりにくい場合、事項・要旨中において、法令名に「」を付してもよい（平成15年6月2日判例委員会了承。最二小判平21・12・18民集63・10・2754）。ただし、適切な略称がある場合には、事項・要旨については略称で表記することも可能である（ただし、参照条文については、正式名称で表記し、略称を括弧書きで付する。平成19年4月23日判例委員会了承）。

○ 最三小判平20・2・19民集62・2・534〔自動車損害賠償保障法（自賠法）〕

○ 最一小決平21・1・15民集63・1・46〔行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）〕

○ 最二小判平21・7・10集民231・273〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）〕

○ 最三小決平22・12・7民集64・8・2003〔社債、株式等の振替に関する法律（社債等振替法）〕

○ 最二小判平22・12・17民集64・8・2067〔私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法）]

エ 旧法令の表記

旧法令の表記については、次のとおりである。

- (7) 同名の旧法と新法がある場合は、原則として法令名の前に「旧」を冠し旧法の廃止・全部改正を定めた法令番号等を括弧書きで付記する。

(例) 旧特許法（昭和34年法律第122号による廃止前のもの）

旧不正競争防止法（平成5年法律第47号による改正前のもの）

ただし、旧民事訴訟法（平成8年法律第109号による改正前のもの）及び旧民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号による廃止前のもの）については、「旧民訴法」及び「旧民訴規則」と表記し、法令番号等を付記しない。なお、廃止又は全部改正よりも前にされた改正前の旧条文を表記する場合には、当該改正を定めた法令番号等を括弧書きで付記する。

(例) 旧所得税法（昭和37年法律第44号による改正前のもの）

旧民訴法（平成元年法律第91号による改正前のもの）

- (4) 同名の新法がない廃止法令は、そのまま表記する。

(例) 借地法、借家法

なお、廃止よりも前にされた改正前の旧条文を表記する場合には、当該改正を定めた法令番号等を括弧書きで付記する。

(例) 借地法（昭和41年法律第93号による改正前のもの）

- (9) 上記により法令番号等を括弧書きで付記する場合、文字を小さくする（これに対し、参照条文において法令番号等を括弧書きで付記する場合には、文字を小さくしない。）。

オ 法令・判例の内容を括弧書きで引用する場合の表記

事項・要旨において、法令や判例の内容を括弧書きで引用する場合の表記は、次のとおりである。

(7) 原則として法文又は判文の文言どおりに表記する（原文が片仮名の場合には、片仮名で表記し、原文に濁点がない場合には、濁点を記載しない。）。なお、引用部分が長いために「（中略）」とした例がある（最一小判平2 1・7・9集民2 3 1・2 1 5，最一小判平2 2・2・2 5集民2 3 3・1 1 9）。

(4) 法文又は判文上、促音及び拗音が大文字で表記されている場合には、小文字で表記する。

○ 「処分があつた」（行政不服審査法1 8条）→「処分があった」

○ 「キヤバレー」（風営法2条1項1号）→「キャバレー」

(5) 法文又は判文上、読点が「、」で表記されている場合には、「，」で表記する。

(1) 法文又は判文上、数字が漢数字で表記されている場合には、従前の例に照らして算用数字で表記すべきものは、算用数字で表記する。

（従前の例）

○ 1個，2個は，算用数字で表記する。

○ 1人，2人は，算用数字で表記する。ただし，「共同相続人の一人」のように，漢数字で表記する例も多い（最一小判平2 3・2・1 7集民2 3 6・6 7等）

○ 一つ，二つは，漢数字で表記する。

○ 法令上の別表の番号についても，原則として算用数字を使用して表記する。

カ その他

(7) 新用語・特殊用語の処理として，①事項においては「いわゆる」を付すにとどめ，要旨においては当該用語の内容を書き下した上「（いわゆる○○）」などと付記した例，②事項においては「いわゆる」を付し，要旨においては「…旨のいわゆる○○」とした例，③「いわゆる」を付すにとど

めた例，④当該用語に「（）」で正式名称を付記した例，⑤事項においては当該用語をそのまま用いて，要旨においては「（）」で当該用語の意味を解説した例などがある。

(①の例) 最一小判平8・10・31民集50・9・2563 [全面的
価格賠償]，最二小判平9・10・17民集51・9・3905 [保険
休止状態]

(②の例) 最一小判平10・9・3民集52・6・1467 [敷引特約]

(③の例) 最二小判平9・10・31民集51・9・4004 [旧債振
替禁止条項]，最一小判平15・6・26民集57・6・723 [7割
評価通達]

(④の例) 最三小判平23・4・26集民236・497 [PTSD]

(⑤の例) 最一小判平21・12・17民集63・10・2631 [安
全認定]，最三小判平22・1・26民集64・1・219 [ミトン]

(イ) 事項・要旨の記載を判決文の記載順序と異なる順番で記載した例がある
(最二小判平18・7・21民集60・6・2542)。

(ロ) 事案が複雑で，事項・要旨の記載では事案が理解できない場合は，調査
官が作成した参考図を添付する。添付位置は，要旨の直後とし，事項の記
載の後に「(参考図参照)」と記載する(平成19年1月29日判例委員
会了承。最一小判18・12・14民集60・10・3914)。

(ハ) 政令指定都市については，「いわゆる政令指定都市」と記載するのでは
なく，単に「政令指定都市」と記載する。

(ニ) 会社法に関する判例では，「いわゆる公開会社(非公開会社)」と記載
するのではなく，単に「公開会社(非公開会社)」と記載する。

(ホ) 過払金充当合意については，「いわゆる過払金充当合意」と記載するの
ではなく，単に「過払金充当合意」と記載する。

(2) 判示事項

ア 基本方針

判示事項は、飽くまで見出しであるので、簡潔で要を得たものとする。そのため、判示事項は、括弧書きの部分（「平成〇〇年法律第〇〇号による改正前のもの」などと法令の改正経過等を記載した部分）を除き、110字程度を目安とする。もっとも、文字数の制限は飽くまで目安にとどめるべきであり、例えば、法理判例の判示事項について、場面設定を明確にする必要性があるときには、短くすることよりも、場面設定を明確にすることが重視されるべきである（平成19年4月23日判例委員会了承）。

イ 特定の条項について合憲性が問題となる場合の判示事項

- (7) 判示事項で条文同士を結ぶ場合は、「〇〇法〇条と憲法〇条」のようにし、「〇条の規定」の規定は入れない。
- (4) 法令の合憲性に関する判例の要旨においては、ある条項の全体について合憲性を判断した場合には、「〇法〇条〇項は、憲法〇条に違反しない。」とし、ある条項の一部について合憲性を判断した場合には、「…としている〇法〇条〇項の規定は、憲法〇条に違反しない。」とするが、判示事項においては、いずれの場合も「の規定」を付さない。

ウ 特定の事由Aが法律の規定するところに該当するか否かを論ずる場合

- (7) 「Aと〇条」（又は「Aと〇条所定の『（法令上の用語）』」，「Aと〇条にいう『（法令上の用語）』」）
- (4) 「Aと〇条の（法令上の概念の要約語等）」（又は「Aと〇条に定める（法令上の概念の要約語等）」）
- (7) 「Aの〇条該当性」（(7)，(4)に比べ、使用例は限られている。）
- (1) 「Aの〇条にいう『（法令上の用語）』該当性」

（参考）「不正競争防止法二条一項一号といわゆる広義の混同を生じさせる行為」（最一小判平10・9・10集民189・857）は、同条項

の文言の一般的解釈を問題とするもので、本文に掲げたところとは若干異なると見るのが相当と思われる。

法令上の用語の一般的な意味を論ずる場合について、「○条にいう『（法令上の用語）』の意義」のようにした例もある。

○ 最二小判平11・7・16民集53・6・957 [「特許法一〇〇条二項にいう『侵害の予防に必要な行為』の意義」]

○ 最一小判平12・3・9民集54・3・801 [「労働基準法上の労働時間の意義」]

○ 最一小決平12・3・10民集54・3・1073 [「民訴法一九七条一項所定の『技術又は職業の秘密』の意義」]

エ 「…の場合と…」との語法

標記の語法については、趣旨が不明瞭になりがちであるとの指摘があった（「…の場合における…の可否」「…の場合における…の消長」等の語法の方が趣旨が明瞭である）（平成7年9月25日判例委員会における委員の発言）。

オ 体言止めにする場合の使い分けの目安（実際には、判文の在り方等に応じ、個別に判断される。）

「可否」＝主として実体法上の判断

「許否」＝主として手続法上の判断

「適否」＝当該事由の適法性の判断

カ 「できるか」、「許されるか」の使用

判示事項には、「できるか」、「許されるか」はなるべく用いないこととされているが（「最高裁判所民事判例集登載用語方式等について」四の2）、不自然な表現になることを避けるために必要がある場合には、「…に当たるか」、「…されるか」等の疑問文形式のものでもよい（平成19年4月23日判例委員会了承）。

(3) 判決（決定）要旨，裁判要旨

ア 基本方針

判決（決定）要旨，裁判要旨は，判決・決定の判断内容の正確さを確保しつつ，これを読んだだけで判断内容を理解することができるような分かりやすいものにする。

イ 読みやすくするための工夫

(7) 箇条書

事例判例等について，読みやすくするために必要がある場合には，箇条書を用いてもよい（平成19年4月23日判例委員会了承）。なお，箇条書を用いず，①，②…と番号を付す例もある（最三小決平17・10・14民集59・8・2265，最三小判平18・2・7民集60・2・401，最三小判平22・3・2集民233・181）。

(4) 2文

読みやすくするために必要がある場合には，要旨を2文にしてもよい。箇条書を用いることで対応することができない場合に，この方策を用いることが考えられる。ただし，要旨を2文にしなければならないような場合には，判断が二つあり，本来は二つの判示事項に分けて判決要旨を作成すべき場合もあるので，そのような場合には，二つの事項・要旨に分けて作成することも選択肢として考慮すべきである（平成19年4月23日判例委員会了承）。

(ウ) 用語の説明

読みやすくするために必要がある場合には，用語の意味については，文字を小さくするなどして（ ）の中で説明してもよい（平成19年4月23日判例委員会了承）。

（例）いわゆる過払金充当合意（過払金発生当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意）

- 最二小判 21・9・4 集民 231・477 [過払金充当合意]
- 最二小判 21・7・10 民集 63・6・1092 [銘柄別簡便法（政令所定の税額計算方法につき「（いわゆる銘柄別簡便法）」と注記）]

また、短くするために必要がある場合には、用語の意味については、要旨の中で説明するのではなく、要旨の後で説明してもよい。ただし、用語の説明について、読みやすくするため、又は短くするために必要がある場合には、基本的には、文字を小さくして（ ）の中で説明することによって対応するのが適当であり、（ ）内が長くなりすぎる場合などに、要旨の後で用語を説明する方法を用いる（平成19年4月23日判例委員会了承）。

- 最三小判平 20・9・16 民集 62・8・2089 [エントランス回線、エントランス回線利用権]
- 最三小判平 22・3・30 集民 233・327 [「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」所定の再築工法、上記細則所定の再築工法によった場合の建物の移転料の算定方法、運用益損失額]
- 最二小判平 22・12・17 民集 64・8・2067 [加入者光ファイバ設備]

ただし、新用語・特殊用語につき、「いわゆる」を付すなどして、特段の説明をすることなく用いる例も多い。

- 最三小判平 20・12・16 民集 62・10・2561 [フルペイアウト方式]
- 最一小判平 21・10・15 民集 63・8・1711 [位置基準、周辺環境調査基準]
- 最二小判平 21・12・18 民集 63・10・2754 [偽装請負]
- 最大判平 23・3・23 民集 65・2・755 [1人別枠方式]

ウ 事例判例のパターン

(7) 一般的なもの

- 「…など判示の事実関係の下においては」（判決等の掲げる事実のうち主要なものを拾い上げて判断を示すもの）
- 「…など判示の事情の下においては」（判決等の掲げる事実及び規範的判断のうち主要なものを拾い上げて判断を示すもの）
- 「…という事実（事実関係、事情）の下においては」（判決等の掲げる事実等を全て拾い上げて判断を示すもの）

(4) その他のもの

- 「事実関係の下においては」等の言い回しのないもの
最一小判平10・7・16集民189・155, 最一小判平11・1・21民集53・1・1
- 「原審の判断（認定判断）に違法がある。」とするもの（原審の判断の誤りを指摘するにとどめ当審としての最終結論までは示さないで原判決を破棄差戻しする場合に用いられることが多い。）
最三小判平13・3・27民集55・2・530, 最二小判平13・6・8集民202・277, 最二小判平13・12・14民集55・7・1567など
- 「…など原判示の事実関係の下においては」とするもの（当審判決が、「原審の適法に確定した事実関係によれば」, 「…など原審の確定事実によれば」といった方式で原審確定事実の一部のみしか拾い上げていないような場合に用いられるもので、最近は、当審判決等において必要な原審確定事実が全て摘示されていることが多いため、このような方式は減少している。この方式による場合、裁判集に1, 2審判決の関係部分を参考として掲げることが多い。）
最二小判平6・3・25集民172・163, 最三小判平6・9・13集民173・53, 最二小判平11・2・26集民191・469,

最二小判平12・3・17集民197・465（なお、1、2審判決については、掲載された公刊物を特定して、裁判集への掲載を省略した。）、
最三小判平17・11・1集民218・187

（注）以上のほか、「…の行為は、判示の事実関係の下においては、法が禁止する
「〇〇」に該当する。」とし事実関係を具体的には挙げなかった例として、最
大決平10・12・1民集52・9・1761があるが、かなり特殊な取扱い
と見るのが適当であろう。

エ 法令の合憲性に関する判例の要旨

法令の合憲性に関する判例の要旨においては、ある条項の全体について合
憲性を判断した場合には、「〇法〇条〇項は、憲法〇条に違反しない。」と
し、ある条項の一部について合憲性を判断した場合には、「…としている〇
法〇条〇項の規定は、憲法〇条に違反しない。」とする。ただし、判示事項
においては、原則としていずれの場合も「の規定」を付さない。

オ 要旨の記載の省略

特定の事柄を主として後日の当審における事務処理の参考のために残して
おくとの関心で裁判集に登載する場合には、要旨の記載が省略されることも
ある。

- 最三小判平9・7・15集民183・759 [仮執行宣言に基づく給付
金に商事法定利率による金員を付加してその支払を求める民訴法198条
2項の申立てが認容された事例]
- 最一小判平11・2・25集民191・407 [判決に従って判決裁判
所を構成したということとはできないとされた事例]
- 最三小決平12・9・26集民199・61 [上告審における独立当事
者参加の申出を不適法として決定により却下した事例]

カ その他

(ア) 登場人物の呼称関係について

当事者はX, Y, Z等を, 当事者以外はA, B, C等を用いて表示する。
ただし, 法理の内容を分かりやすく示す必要がある場合には, 判文において甲, 乙, 丙が用いられていなくとも, 事項・要旨において甲, 乙, 丙を用いることが考えられる(最三小判平11・7・13集民193・427, 最一小判平18・7・20民集60・6・2475, 最三小判平22・4・20集民234・49)。

(イ) 要旨の一部を成すものとして判例を引用した例がある(最二小判平21・7・10民集63・6・1170, 最一小判平23・7・21集民237・293)。

(ロ) 「ドイツ連邦共和国」を事項・要旨では「ドイツ」とした例がある(最二小判平8・6・24民集50・7・1451)。

(ハ) 裁判所ホームページの最高裁判例集には判例集又は裁判集への登載を提案する予定の判例等重要なものが掲載される取扱いがされているが, 判例集又は裁判集の判決(決定)要旨又は裁判要旨が確定すると, 裁判所ホームページの最高裁判例集の裁判要旨も上記判決(決定)要旨又は裁判要旨と同一のものに変更される。

6 個別意見

判示事項等として採り上げた項目についての個別意見に限り掲載する。

個別意見のうち, 判示事項として採り上げた項目(法理等)について論及していないものを掲載しなかった最近の例として, 次のものがある。

(反対意見) ○ 最一小判平20・4・14民集62・5・909

(意見) ○ 最三小判平23・10・25民集65・7・2923

7 参照条文

- (1) 参照条文は、判示事項に関連したもののみを掲げる（「最高裁判所民事判例集登載用語方式等について」五の1）。もっとも、参照の便宜のため、判示事項に直接関連しない条文を挙げることもある。

(2) 法律の表記について

ア 枝番号付きの条文

枝番号付きの条文の表記については、法律の条文どおりに表記する（「〇〇条ノ〇〇」のように片仮名のものは片仮名で表記する。平成9年2月24日判例委員会了承）。

イ 旧法令の表記

- (ア) 事項・要旨と同様に括弧書きで付記する。なお、参照条文においては括弧書きの文字を小さくしない。

- (イ) 旧条例の表記方法については、同名の旧条例と新条例がある場合は、原則として条例の前に「旧」を冠し、当該条例番号と旧条例の廃止又は全部改正を定めた条例番号等を括弧書きで付記する（平成14年1月25日判例委員会了承。最三小判13・12・14民集55・7・1567）。

（例）旧徳島県情報公開条例（平成元年徳島県条例第5号。平成13年徳島県条例第1号による全部改正前のもの）

- (ウ) 条文に新、旧のあるときは、旧条文については「（昭和〇年法律第〇号による改正前のもの）」と付記する（「最高裁判所民事判例集登載用語方式等について」五の4）。

- (エ) 条文に新、旧のある場合には、一括する（「最高裁判所民事判例集登載用語方式等について」五の5）。この場合の条文の並べ方は、改正の古いものから現行の規定へと並べた例や、条文番号の順に並べた例があり、当該事案に応じた表示をしている。

オ 旧法の適用のある判例の参照条文としては、旧法の条文を掲げる。あわせ

て改正法の条文も掲げるのを原則とする（適用された規定という趣旨ではなく、参照の便宜のためである。）。

カ 民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の成立に伴う民事・行政事件の裁判書，最高裁判所民事判例集及び裁判集（事項・要旨，参照条文）における民法各条文の表記について

- ① 旧法と新法の規定の内容が実質的に同一のものについては，新法が適用されることから（附則2条），判決文，民集・裁判集には新法を表記する。
- ② 旧法と新法の規定の内容が実質的に異なり，旧法の規定により効力が生じているものについては，旧法が適用されることから（附則2条ただし書），判決文，民集・裁判集には旧法を表記する。

ウ 条約については，法令番号は掲げない。

エ 判決・決定後の法令の改廃

- (ア) 判決・決定後，民集・裁判集の出版までの間に法令の改廃がある場合，判決・決定時を基準として参照法条を記載する。
- (イ) 事件に適用された法令等が改廃された場合には，特段の事情がない限り，事件に適用された法令等による。なお，法令等の改廃が複雑であるとの理由で判決・決定時の法令等を参照条文とした例がある（最二小判平11・10・22民集53・7・1211）。

オ その他

- (ア) 法律名中に「○条」との文言が含まれる場合に「○」を算用数字に直して記載した例がある（最一小判平13・11・22集民203・613）。
- (イ) 法律に固有の名称のない場合の表示方法は，平仮名を用いて記載することとし，「」は付けない（「最高裁判所民事判例集登載用語方式等について」五の7）。

（例）建物保護に関する法律，立木に関する法律

- (イ) 条文には「第」を付けない。ただし，項又は号に「第」を付けないと誤

解を生ずるおそれがあるときには「第」を付ける（「最高裁判所民事判例集登載用語方式等について」五の８）。

（例）金融商品取引法２１条の２第１項

(I) 法律番号の冒頭の「第」は付ける（「最高裁判所民事判例集登載用語方式等について」五の９）。

（例）平成１７年法律第８６号

(II) 法律を簡略に表示することについて

民事訴訟法は「民訴法」、民事訴訟規則は「民訴規則」と略記する。（「最高裁判所民事判例集登載用語方式等について」五の１３）。また、刑事訴訟法を「刑訴法」と略記した例（最大判平１１・３・２４民集５３・３・５１４）はあるが、行政事件訴訟法を「行訴法」、人事訴訟法を「人訴法」とは略記しない。自作農創設特別措置法は略記しない（同五の１３）。

(I) 同一法令の条文を数個登載する場合には、条文の順序は若い順とする。

(II) 参照条文は、要旨に対応して「（１につき）〇〇法〇条」，「（１，２につき）〇〇法×条」というように表記し，３つ以上の場合には「（１～３につき）〇〇法△条」のように「～」を使用して表記する（最一小判平１５・１０・１６民集５７・９・１０７５）。

(III) １審においては通達であったが，その後，法律として制定された事案において，法律を参照条文として掲げた例がある（最三小判平１６・６・２・９集民２１４・５６１）。

(IV) 参照条文に自治省告示「固定資産評価基準」を掲げた例がある（最一小判平１５・６・２６民集５７・６・７２３）。

(V) 条文のただし書部分のみが判示事項と関連する場合に，参照条文を「〇〇法△条ただし書」^(注)とした例がある（最一小判平４・１２・１０民集４６・９・２７２７等）。

(注) 「ただし書き」とは表記しない。これに対し，判文等で用いられることのある

「柱書き」，「括弧書き」については「き」を送ることに注意する。

(3) 従来の取扱い

- 人格権又は人格的利益に関する判例の参照条文として，憲法13条を掲げる。
- 政党に関する判例の参照条文として，憲法21条1項を掲げる（平成7年6月26日判例委員会了承）。
- ゴルフ会員権に関する判例の参照条文として，「民法第3編第2章 契約」を掲げる（平成7年10月30日判例委員会了承。最三小判平7・9・5民集49・8・2733）。
- 国際裁判管轄に関する判例の参照条文として，「民訴法第1編第2章 裁判所」を掲げる（最二小判平13・6・8民集55・4・727）^{（注）}。
（注）平成23年法律第36号による民訴法の改正により，国際裁判管轄に関する規定が新設されたため，今後は改正法の条文を掲げることが考えられる。
- 当事者適格に関する判例の参照条文として，「民訴法第1編第3章 当事者」を掲げる。
- 立証責任に関する判例の参照条文として，「民訴法第2編第4章第1節 総則」を掲げる。
- 人格権又は人格権的権利による差止請求に関する判例の参照条文として，民法2条を掲げる。
- 内縁に関する判例の参照条文として，婚姻に関する個別条文中に適切なものがない場合は，「民法第4編第2章第1節 婚姻の成立」を掲げる。
- 民事保全法7条，民事執行法20条，行政事件訴訟法7条など民訴法を一般的に準用している条文は，参照条文として挙げない。
- 住民訴訟に関する判例の参照法条として，地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの）242条の2第1項を掲げるかどうかは，検索の便宜を考慮し個別にその要否を判断して行う。

(掲げた例)

- ・ 最一小判平21・4・23民集63・4・703 [他の参照法条 地方自治法242条の2第7項, 12項]
- ・ 最大判平22・1・20民集64・1・1 [他の参照法条 憲法20条1項, 89条, 民訴法149条1項, 2項]
- ・ 最二小判平22・7・16民集64・5・1450 [他の参照法条 民訴法52条1項, 114条1項]

(掲げなかった例)

- ・ 最一小判平14・7・11民集56・6・1204 [憲法20条のみ]
- ・ 最三小判平14・7・2民集56・6・1049 [地方自治法242条2項のみ]

○ 準拠法に関する判例の参照条文として、法の適用に関する通則法（同法の施行前は「法例」）の個別条文に適切なものがない場合には、「法の適用に関する通則法」とのみ掲げる（最一小判平12・1・27民集54・1・1, 最一小判平14・9・26民集56・7・1551）。

○ 出向命令無効確認など、出向に関する判例の参照条文として、民法625条1項、「労働基準法第2章 労働契約」を掲げる（最二小判平15・4・18集民209・495）^(注)。

(注) 平成20年3月1日から労働契約法が施行されているため、今後は労働契約法14条を掲げることが考えられる。

○ 「権利の濫用」に関する判例の参照条文としては、「民法1条」のみではなく「民法1条3項」を掲げる（最二小判平18・7・7民集60・6・2307）

○ 強行法規違反に関する判例の参照条文として、民法91条を掲げる（最三小判平20・12・16民集62・10・2561）。

○ ファイナンス・リース契約に関する判例の参照条文として、検索の便宜を

考慮し、民法601条を掲げる（最三小判平20・12・16民集62・10・2561）。

(4) 参考例

○ 民法33条

権利能力のない社団につき最三小判平22・6・29民集64・4・1235，最二小決平23・2・9民集65・2・665，最一小判平26・2・27民集68・2・192

○ 民法91条

宅配便の約款の解釈につき最一小判平10・4・30集民188・385，銀行取引約定書につき最三小判平10・7・14民集52・5・1261，自動継続定期預金における自動継続特約につき最二小判平13・3・16集民201・441，生命保険契約に付加された災害割増特約における約款につき最二小判平13・4・20民集55・3・682，普通傷害保険契約の約款につき最二小判平13・4・20集民202・161，ゴルフ会員権クレジット契約につき最一小判平13・11・22集民203・541，免責規定のない約款の下で現金自動入出機から現金の払戻しがされた事案における銀行の過失の有無が問題となった事例につき最三小判平15・4・8民集57・4・337，地代等自動改定特約の適用につき最一小判平15・6・12民集57・6・595，貸金業者により貸金債権が一括譲渡された場合における契約上の地位の移転の有無につき最三小判平23・3・22集民236・225

○ 民法177条

一般債権者の差押えと物上代位権に基づく差押えの優先関係につき最一小判平10・3・26民集52・2・483，登記請求権につき最二小判平10・12・18民集52・9・1975，真正な登記名義の回復を原因とする移転登記につき最三小判平11・3・9集民192・65，不動産の時効

取得完成後の譲受けにつき最三小判平18・1・17民集60・1・27

○ 民法369条（譲渡担保）

不動産譲渡担保につき最二小判平17・11・11集民218・433，
最二小判平18・10・20民集60・8・3098，集合債権譲渡担保に
つき最二小判平12・4・21民集54・4・1562，最一小判平13・
11・22民集55・6・1056，最一小判平19・2・15民集61・
1・243，集合物譲渡担保につき最一小判平18・7・20民集60・6・
2499，最一小判平22・12・2民集64・8・1900

○ 民法369条（所有権留保）

最三小判平21・3・10民集63・3・385，最二小判平22・6・
4民集64・4・1107

○ 民法416条

医師の不作为と患者の死亡との因果関係につき最一小判平11・2・25
民集53・2・235，店舗の賃貸人の修繕義務違反と賃借人の営業利益相
当損害との因果関係につき最二小判平21・1・19民集63・1・97，
医師の言動と患者のPTSDとの因果関係につき最三小判平23・4・26
集民236・497

○ 民法第3編第1章第4節（債務引受）

貸金業者により貸金債権が一括譲渡された場合における契約上の地位の移
転の有無につき最三小判平23・3・22集民236・225，貸金業者が
その子会社の顧客との間で契約の切替えをした場合における債務の承継の有
無につき最二小判平23・9・30集民237号655頁

○ 民法第3編第2章 契約

賃貸借契約につき最一小判平22・9・9集民234・385

○ 民法第3編第2章第7節 賃貸借

賃貸借契約における更新料条項につき最二小判平23・7・15民集65・

6・2269

○ 民法619条2項

敷金契約につき最一小判平10・9・3民集52・6・1467, 最一小判平11・1・21民集53・1・1, 最一小判平23・3・24民集65・2・903

○ 民法675条

ジョイント・ベンチャーにつき最三小判平10・4・14民集52・3・813

○ 民法第4編第3章第1節 実子

非嫡出子の住民票の記載につき最一小判平11・1・21集民191・127, 代理出産の場合における実親子関係につき最二小決平19・3・23民集61・2・619

○ 商法第2編第10章 保険（平成20年法律第57号による改正前）^{（注）}

生命保険契約につき最二小判平13・4・20民集55・3・682, 普通傷害保険契約につき最二小判平13・4・20集民202・161

（注）平成22年4月1日に保険法（平成20年法律第56号）及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成20年法律第57号）が施行され、商法第2編第10章（保険）は削除されている。

○ 民訴法第2編第1章 訴え

親子関係不存在確認訴訟の訴えの利益につき最三小判平10・7・14集民189・141, 境界確定の訴えにつき最二小判平11・2・26集民191・591, 最三小判平11・11・9民集53・8・1421, 訴訟提起行為の違法性につき最一小判平11・4・22集民193・8, 後訴の信義則による制限につき最二小判平10・6・12民集52・4・1147, 株主総会決議不存在確認訴訟の訴えの利益につき最二小判平21・4・17集民230・395, 訴えの提起の不法行為該当性につき最二小判平22・

7・9集民234・207, 給付の訴えにおける原告適格につき最三小判平
23・2・15集民236・45

○ 民訴法118条, 民事執行法22条6号, 24条

外国判決についての執行判決につき最三小判平10・4・28民集52・
3・853

○ 民訴法134条

遺言無効確認の訴えの適否につき最二小判平11・6・11集民193・
369, 確認の利益につき最一小判平11・1・21民集53・1・1, 最
一小判平11・3・25民集53・3・580, 最一小判平12・2・24
民集54・2・523, 最二小判平22・10・8民集64・7・1719,
最二小判平23・6・3集民237・9

○ 民訴法247条

経験則違反につき最三小判平11・3・23集民192・165, 最一小
判平12・2・7民集54・2・255, 採証法則違反につき最三小判平1
8・11・14集民222・167, 経験則又は採証法則違反につき最二小
判平22・7・16集民234・307, 審理不尽につき最二小判平20・
11・7集民229・151, 主張立証責任の分配につき最一小判平19・
4・23集民224・171, 国際裁判管轄を肯定するために証明すべき事
項につき最二小判平13・6・8民集55・4・727

○ 民訴法266条, 267条

請求の認諾につき最三小判平10・6・16集民188・675, 請求の
放棄につき最二小判平17・10・28民集59・8・2296

○ 民訴法第3編第3章 抗告

特別抗告における抗告の利益につき最三小判平23・3・9民集65・2・
723

○ 刑法230条の2第1項

名誉毀損における相当性の抗弁につき最三小判平11・10・26民集5
3・7・1313, 最一小判平23・4・28民集65・3・1499, 名
誉毀損における公正な論評の抗弁につき最二小判平10・7・17集民18
9・267, 最一小判平16・7・15民集58・5・1615

○ 建物の区分所有等に関する法律第1章第2節 共用部分等

専用使用権につき最一小判平10・10・22民集52・7・1555,
最二小判平10・10・30民集52・7・1604, 最二小判平10・1
1・20集民190・291

○ 特許法第4章第2節 権利侵害, 商標法第4章第2節 権利侵害, 著作権
法第7章 権利侵害^(注)

特許権侵害による損害賠償等請求につき最三小判平9・10・28集民1
85・421, 最三小判平10・2・24民集52・1・113, 最三小判
平12・4・11民集54・4・1368, 最一小判平14・9・26民集
56・7・1551

商標権侵害による損害賠償等請求につき最一小判平15・2・27民集5
7・2・27

著作権侵害による損害賠償等請求につき最三小判平13・2・13民集5
5・1・87, 最二小判平13・3・2民集55・2・185, 最一小判平
13・6・28民集55・4・837

(注) 特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権又は著作権の侵害による損害賠償等請求に
ついては, 事案に応じて適宜「権利侵害」の章ないし節を掲げることとされている。

8 上告理由等

- (1) 民集・裁判集には, 裁判書に添付された理由書も登載するのが原則であるが,
理由書のうち, 事項・要旨の理解に必要な部分以外は, 登載を省略してよいと

されており、受理決定において排除された部分は登載を省略するのが例である。なお、職権破棄の場合でも、破棄理由に関係のある記載のある場合（例えば、上告理由に法令違反の主張があり、その法令違反を理由に職権破棄する場合）には、理由書を登載する。いずれにせよ、理由書の登載を全部又は一部省略する場合には、判例委員会ないし研究会の了承を得る必要がある。

(2) 理由書の登載が省略された例

- 並行申立て事件において上告理由の登載を全部省略し、上告受理申立て理由のみを登載したもの（最二小判平13・6・8民集55・4・727〔上告理由については、例文で上告棄却となったこと、上告受理申立て理由が上告理由とほぼ同内容であったことから、登載が省略された〕、最二小判平14・2・22集民205・505〔上告受理申立て理由について判断した上、上告理由について判断するまでもなく原判決は破棄を免れない旨判示したことから、上告受理申立て理由のみを登載し、上告理由については省略した〕）

9 1, 2 審判決等（主に民集について）

- (1) 民集においては、原判決は原則として全文登載する。1 審判決等については、事案の把握に不要な部分は登載を省略してよいとされているが、近年は、原則として登載している。高等裁判所民事判例集（高民集）に原判決が掲載されているときは、その旨を注記して民集への登載を省略してよい。いずれにせよ、1, 2 審判決等の登載省略については、判例委員会の了承を得る必要がある。裁判集には、原則として1, 2 審判決等は登載しない。

(2) 長文にわたる1, 2 審判決の民集への登載が省略された例

1, 2 審判決が民間雑誌のみに掲載されている場合で、長文にわたるときに、判例委員会での了承を受けて、上記のとおり掲載されている旨を注記して民集への登載を省略した例がある。1, 2 審判決の仮名処理の負担が大きいときに

も、同種の処理がされることがある（最二小判平7・6・23民集49・6・1600，最一小判平9・3・13民集51・3・1233（平成9年4月28日判例委員会了承），最一小判平12・2・7民集54・2・255，最二小判平12・3・24民集54・3・1155，最三小判平12・4・11民集54・4・1368（ただし，1審判決のうち目録以外の部分のみ上記の方法により省略））。

民間雑誌にのみ掲載され長文にわたる1審判決につき上記に従い登載を省略する際に，高民集に掲載されている原判決につき，これを掲載した民間雑誌の名称を併せて掲げて，登載を省略することもできる（最二小判平10・6・12民集52・4・1087（平成10年7月13日判例委員会了承））。

(3) 許可抗告事件における許可決定又は上告受理事件における受理決定は，原則として登載しない。

(4) 裁判集には，原則として1，2審判決は登載しないが，参照のため登載する場合がある。

○ 1，2審判決とも理由の抄録部分を登載した例（1審判決につき，「〔参照〕第1審判決（抄）」と，2審判決につき，「〔参照〕第2審判決（抄）」表示） 最一小判昭55・3・13集民129・285

○ 2審判決の理由の抄録を登載した例（「〔参照〕第2審判決理由（抄）」と表示） 最二小判昭63・11・25集民155・159，最三小判昭63・12・20集民155・499，最一小判平15・3・27集民209・335

○ 2審判決全文を登載した例 最一小判平16・7・15集民214・981

○ 1審判決添付別表のみを登載した例 最三小判平23・6・21集民237・53

(5) 1審判決が民間雑誌に，2審判決が民集に登載されているため^(注)，1，2

審判決の登載を省略した例がある（最一小判平18・11・2民集60・9・3249）。

（注）論点回付により原告適格に係る所論に関する判断が大法廷において先行してされ、それが民集に登載されたため（最大判平17・12・7民集59・10・2645），これに伴い2審判決も民集（59巻）に登載されたものである。

- (6) 1, 2 審判決の一部に閲覧制限決定がされている事案において, 判決書のうち, 閲覧制限がされている部分を公開される民集へ登載するのは, 相当ではないとして, 主文のほか, 本件争点に係る部分（当事者の主張, 原審の判断, 結論）のみを登載した例がある（最一小判平21・10・29民集63・8・1881）。また, 同様に, 税額等の金額を中心に, 1, 2 審判決の一部の閲覧制限がされた事案について, 上記の閲覧制限がされた部分を伏せ字（黒塗り）として登載した例がある（最一小判平21・12・3民集63・10・2283）。